

## 【記入例】

様式第1号（第5条関係）

住宅を取得した日から6ヶ月以内に提出してください

令和5年4月1日

勝央町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

共有名義の場合は、  
登記事項証明書、契約書、検査済証(建築  
工事届)のいずれにも氏名の記載がある  
方を申請者としてください

### 勝央町新築住宅普及促進事業補助金交付申請書

勝央町新築住宅普及促進事業補助金の交付を受けたいので、勝央町新築住宅普及促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 住宅の区分

新築住宅

建売住宅

売買契約の場合は、建売住宅に

2 交付申請額

100,000 円

“町内”在住者 100,000 円

“町外”在住者 200,000 円

3 住宅の所在地

勝田郡勝央町 勝間田201番地

登記事項証明書にある面積を記載してください

4 延床面積

123.45 (平方メートル)

5 住宅の取得日（新築した住宅の所有権保存登記又は移転登記の日）

令和4年10月1日

登記事項証明書の「標題部」ではなく、「権利部」の欄にある日付を記載してください

6 添付書類

- (1) 世帯全員の続柄が記載された住民票の写し（6か月以内に発行されたもの）
- (2) 住宅の登記事項証明書の写し（6か月以内に発行されたもの）
- (3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築完了検査済証の写し又は建築工事届の写し
- (5) 住宅の位置図
- (6) 住宅の平面図
- (7) 住宅の全景写真
- (8) 納税証明書（勝央町税に未納がない証明）
- (9) 上下水道料金完納証明書

“町外”在住者として申請する場合は、  
(8)納税証明書  
(9)上下水道料金完納証明書  
は、省略可能です

(10) その他町長が特に必要と認める書類等  
<町外在住者の場合>

(11) 戸籍の附票の写し（転入前の3年間  
確認できるもの）

本籍地でのみ発行可能です。  
一部証明（申請者のみ）で構いません。  
現戸籍で過去3年間が確認できない場合、前戸籍の  
附票も併せて提出してください。  
なお、住民票において過去3年間確認できる場合も  
提出してください。